

FP のための 会計・税務 ZOOM UP!

Vol.7

「社会保障・税番号大綱」の発表

2011年6月30日、政府が「社会保障・税番号大綱」（以下、大綱）を決定した。

大綱は、社会保障と税に関わる番号制度（以下、番号制度）に関し、2011年1月31日に政府が決定した「社会保障・税に関わる番号制度についての基本方針」（以下、基本方針。本誌2011年4月号）および2011年4月28日に公表された「社会保障・税番号要綱」（以下、要綱。本誌2011年7月号）を踏まえ進められてきた検討に基づき、具体的に法令その他で措置する制度設

計の内容等について、今後の番号法案策定作業を念頭に政府・与党としての方向性を示すものとされている。すなわち、大綱は、番号法案の原案と言える。

大綱はパブリックコメント（2011年7月7日から同年8月6日まで）に付され、必要な点については修正が行われ、2011年秋以降、可能な限り早期に番号法案が国会に提出されることになっている。

なお、個人に付される「番号」の名称は公募により「マイナンバー」に決定した。

本稿では、番号制度に関し、大綱に記載された事項のうち、基本方針や要綱に関してこれまで本誌で解説していない点につき、簡単にまとめ

1. なぜ番号制度を導入するのか

大綱では、番号制度を、主として給付のための「番号」として制度設計することを前面に押し出している。税務分野だけではなく、国民にもメリットとなる社会保障分野をはじめ、行政全般、最終的には民間部門においても活用できる制度を目指している。

一方で、制度導入当初から幅広い

分野で活用することは想定されておらず、まずは年金・医療・介護保険・福祉・労働保険・税務の6分野に限ったスタートが予定されている。

2. 番号制度の利用ケース（番号制度で何ができるか）

大綱には、番号制度が具体的に利用されるケースとして現時点で想定されているものが、以下のとおり挙げられている。

(1) 社会保障給付

「総合合算制度（仮称）」が導入できるとされている。これは、「低所得者の家計に過重な負担をかける」という観点から、社会保障の各制度単位ではなく家計全体をトータルに捉えて医療・介護・保育・障害に関する自己負担の合計額に上限が設定されるという制度であり、民主党政権がその実現を目指しているものである。番号制度の導入が制度実現の前提と言われている。

また、高額医療・高額介護合算療養費制度の現物給付化も掲げられている。現行では、高額医療・高額介護合算療養費制度の1年度（8月から翌年7月）の費用負担が自己負担限度額を超えた場合、いったん費用

を立替払いし、年度終了後に申請によって、自己負担限度額を超えた金額の支給を受けることになっている。番号制度が導入されれば、自己負担限度額の上限に達したあとでも、国民が医療機関や介護事業者に費用を立て替えることなく、医療・介護サービスを受けることができるようになるとしている。

さらには、健康保険法に基づく給付金支給に当たっての他制度の給付状況の確認（傷病手当金の支給に当たっての障害年金等の給付状況確認等）や児童扶養手当の認定に当たっての公的年金の受給状況の確認などが容易になることによって、給付過誤や給付漏れ、二重給付等が防止できるとされている。

(2) 所得把握の精度の向上

大綱では、「番号」を、税務当局が行う国税・地方税の賦課・徴収に関する事務（申告書の処理・調査等に活用する）としている。いわゆる納税者番号として活用するというのである。

これにより、税務当局が取得する各種所得情報や扶養情報について、「番号」を用いて効率的に名寄せ・突合することが可能となり、より正確な所得把握に資するとされている。ただし、正確な所得の把握のためには、「番号」付きの支払調書等が提出されることが前提となる。

ところが、大綱では、「番号」の記載が求められる申告書・法定調書等は既存のものを対象としている。このため、現行では調書が提出されていない取引・所得（例えば、預金や公社債の利子）については、番号

制度が導入されたとしても、直ちに税務当局に把握されるわけではない。ただし、今後、税務当局に提出される法定調書の範囲を拡充することについて検討が行われることになっているので、将来的には、預金や公社債の利子についても調書の提出対象となり、「番号」が記載される対象になる可能性はある。

3. 金融機関の顧客に求められる番号告知

金融機関の顧客は、市町村長から通知された「番号」を、金融機関に告知することが求められることになっている。もともと、制度導入当初より、金融機関にあるすべての既存口座に番号を付すことは実務上非常に困難であり、告知する顧客へのインセンティブや十分な経過措置を設けることなどが、今後の検討課題になるものと思われる。

4. 本人確認の方法

大綱では、本人確認の方法として、ICカードを、対面での本人確認やオンラインでの認証に活用することが考えられている。もともと、ICカードは希望者へのみ申請により配られるものとされているので、IC

カードを持たない顧客であっても、「番号」を国民に通知する書類または「番号」が記載されている住民票の写しと、運転免許証など写真付きの書類を用いて本人確認できる仕組みなどが今後、検討されることになるとと思われる。

5. 今後のスケジュール

番号制度の導入スケジュールは図表のとおりである。要綱から大きな変更はないが、2018年を目途に番号法の見直しを行うことを引き続き検討することが新たに記載されている。ここで、番号制度が行政全般あるいは民間で利用されることについて検討されるものと思われる。ただし、番号制度の導入時期は制度設計や法案の成立時期により今後変わり得るため、あくまでも目途として示されているものである。

図表 社会保障・税番号制度の実施スケジュール

2011年秋以降	可能な限り早期に番号法案および関係法案を各界に提出→法案成立後、可能な限り早期に第三者機関を設置し、業務を開始
2014年6月	個人に「番号」、法人等に「法人番号」を交付
2015年1月以降	「番号」を利用する分野のうち、社会保障分野、税務分野のうち可能な範囲で「番号」の利用を開始
2018年	それまでの番号法の執行状況を踏まえ、利用範囲の拡大を含めた番号法の見直しを行うことを引き続き検討



鳥毛拓馬
大和総研
研究員 AFP
金融・証券税制、金融商品会計を中心に税制、会計制度の調査に従事。著書として、「税金読本」「法人投資家のための証券投資の会計・税務」（いずれも共著、大和証券刊）など。